

# 千葉県子ども・子育て支援プラン2020概要 その1

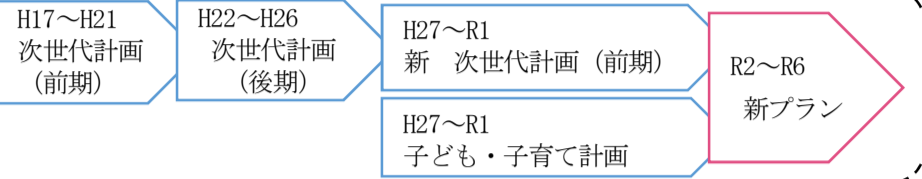


## 第1章 プラン策定にあたって

- 子ども・子育て支援法に基づき市町村が行う幼児期の教育・保育等の提供体制の計画的な整備を支援する「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づき子どもが健やかに生まれ育成される社会の実現に向けた子どもと子育て家庭への支援に関する施策の方向性や目標を定めた「新 千葉県次世代育成支援行動計画（前期計画）」とを継承し、一体的な計画として策定する。
- 「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」や「第三次千葉県地域福祉支援計画」をはじめ、県の関連諸計画との整合を図る。
- プランの期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間

## 第2章 少子化等の現状及び課題

- 少子化の進行 合計特殊出生率 1.34 (全国 1.42)
- 世帯の小規模化 平均世帯人員 H27 2.35人 (S40 4.17人)
- 理想の子ども数、予定子ども数の減少  
理想子ども数 H22 2.42人→H27 2.32人  
予定子ども数 H22 2.07人→H27 2.01人



## 第3章 プランの基本的事項

### 基本的視点

基本理念の実現のために、新たに3つの基本的視点を立て、取り組みます。

### 基本理念

子どもは地域の宝  
すべての子どもと  
子育て家庭の育ちを  
地域のみんで支える

子ども一人ひとりの権利の尊重

子どもを権利の主体として、子どもの意見や意思を尊重し、子どもの幸せを第一に考え、子ども一人ひとりの利益が最大限に尊重されるよう配慮する視点

すべての子どもと子育て家庭を支援

多様化する子育て家庭の生活実態や子育て支援に係るニーズに対応できるよう、柔軟かつ総合的に、すべての子どもと子育て家庭を支援していく視点

地域全体で支える子育て

保育・子育てに関する専門的知識を持つ人材ばかりでなく、地域への貢献を希望する高齢者等様々な人々が地域の担い手となり、地域全体で子どもの成長を支えていく視点

## 第4章 具体的施策の展開

基本的視点に立って、本プランで推進すべき3つの柱を定め、施策を展開します。

### ライフステージに応じた施策展開

3つの柱

### I 安心して妊娠・出産し、ゆとりをもって子どもを育てられる環境づくり

#### 1 次代の親となる子ども・若者の育成と支援

- ①次代の親の育成
- ②結婚や妊娠・出産の希望をかなえるための支援
- ③若者の自立・就労支援

#### 2 健康で安心な妊娠・出産・子育ての環境づくりと負担の軽減

- ①妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援
- ②安心して妊娠・出産できる環境づくり
- ③経済的負担の軽減
- ④ひとり親家庭等の自立支援の推進

#### 3 仕事と子育ての両立の推進

- ①ワーク・ライフ・バランスの推進
- ②男女が協力して子育てできる環境づくり

### II 子どもが愛情に包まれて健やかに成長し、自立できる環境づくり

#### 4 子どもの健康の保持・増進

- ①小児医療体制の整備
- ②子どもの保健対策の充実
- ③食育の推進

#### 5 子どもの生きる力を支える教育の推進

- ①就学前の子ども教育・保育の充実
- ②学ぶ力の向上、健康・体力づくりの推進
- ③よりよく生きるための道徳教育の充実

#### 6 子どもの権利擁護の推進

- ①人権教育の推進
- ②児童虐待防止対策の充実
- ③社会的養育の推進
- ④いじめ防止対策の推進

#### 7 きめ細やかな対応が必要な家庭・子どもへの支援

- ①子どもの貧困対策の推進
- ②障害のある子どもへの支援

### III 地域全体で、子育てを応援し、子どもを守る環境づくり

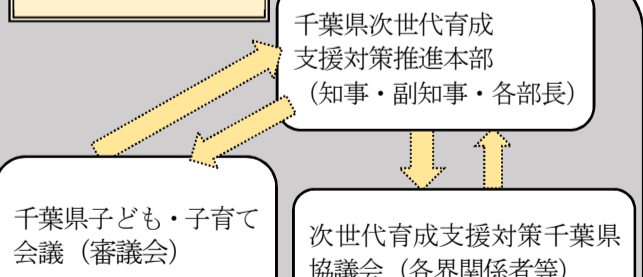
#### 8 地域における子育て支援サービスの充実

- ①保育所等の整備促進と質の向上
- ②保育等人材の確保と資質の向上
- ③多様な子育て支援サービスの充実
- ④小学生の放課後対応の充実
- ⑤企業参画による子育て支援

#### 9 安全で安心して子育てできる環境の整備

- ①安心して子育てできる環境の整備
- ②子どもを犯罪や事故から守る対策の推進
- ③情報化社会への対応
- ④地域の力を活用した子育て支援の充実

### プランの推進体制



## 第5章 子ども・子育て支援新制度の推進

住民に最も身近な自治体である市町村が子育て家庭のニーズを把握し策定・実施する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を踏まえて、県全体の教育・保育の「量の見込み」（ニーズ）及び確保方策（整備計画）を定め、県内の全市町村において、令和3年4月の保育所等利用待機児童の解消を目指す。

## 第6章 施策推進の目標

プランの着実な推進を図るため、主要な項目について令和6年度末の目標値を設定し、毎年度ごとの進行管理と結果の公表を行う。